

令和元年9月30日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市男女平等推進審議会
会 長 中島 美幸

日進市男女平等推進について（答申）

日進市男女平等推進条例（平成19年日進市条例第23号）第24条第2項に基づく平成29年10月23日付け29日市協第404号-2及び3の諮問について、下記のとおり答申します。

記

2 行動計画の進捗管理について

日進市では、日進市男女平等推進条例第10条に基づき策定された「第2次日進市男女平等推進プラン（平成23年度～平成32年度）」（以下「第2次プラン」という。）を、平成27年度に社会情勢の変化を鑑み後半期の見直しをされました。

その進捗管理については、おおむね良好と思われます。今後も日進市の現状を踏まえた上で、課題解決に向けた事業を実施し、市民、事業所、教育関係者などの幅広い参画を得て協働による推進に努め、引き続き男女平等な社会の実現に最善を尽くされるよう求めます。

3 日進市男女平等条例第10条第4項の規定に基づく行動計画（第3次日進市男女平等推進プラン）（案）の策定について

平成23年度に策定された「第2次日進市男女平等推進プラン」は、平成27年度の見直しを経て、令和2年度に計画期間が終了します。それに伴い、日進市男女平等推進条例第10条に基づき「第3次日進市男女平等推進プラン」（以下、「第3次プラン」という。）の策定が求められており、本審議会では、行動計画（案）策定に市民意見を反映させるための調査について検討しました。前調査からの継続性を考慮した上で、社会情勢の変化に伴う市民の意識変化を把握できるよう調査票を作成してください。また、新たな用語の理解度等についても把握できるようにしてください。

第3次プランを、日進市の男女平等推進・男女共同参画の基本的方向を示す意義のあるものとするため、引き続き策定について協議を求めます。